

岡山大学学生支援センター障害学生支援室の運営等に関する要項

〔平成21年3月12日〕
学 長 裁 定

改正 平成24年3月30日

(趣旨)

第1 この要項は、岡山大学学生支援センターの室及び部会に関する内規（平成18年7月1日学長裁定。以下「内規」という。）第6条の規定に基づき、学生支援センター障害学生支援室（以下「支援室」という。）の運営並びに各学部及び各研究科（以下「各学部等」という。）との障害学生支援業務の連携協力等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(障害学生支援等協力委員)

第2 支援室に、障害学生の修学、学生生活等の支援等に対応するため、内規第3条第1項第5号に規定する者として、障害学生支援等協力委員を置く。

2 障害学生支援等協力委員は、学生支援センター長の推薦に基づき、次の各号に掲げる者に学長が委嘱する。

- 一 学生支援センター運営委員会から選出された者
- 二 保健管理センターから選出された者
- 三 その他学生支援センター長が必要と認めた者

(バリアフリーサポーター)

第3 支援室に、内規第3条第1項第5号に規定する者として、障害学生を支援する学生サポーター（以下「バリアフリーサポーター」という。）を置くことができる。

2 バリアフリーサポーターは、学生支援センター長が委嘱する。

3 バリアフリーサポーターは、学生支援センター障害学生支援室長（以下「支援室長」という。）との連携の下、学生自身による障害学生支援事業の企画・運営・実施及び支援室による事業のサポートを行う。

(学外協力者)

第4 支援室に、内規第3条第1項第5号に規定する者として、学外協力者を置くことができる。

2 学外協力者は、学生支援センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

3 委嘱期間は、1年とする。

4 学外協力者は、支援室長の要請に基づき、障害学生支援事業を支援する。

(コーディネーターの業務)

第5 コーディネーターは、障害学生支援事業の実施等に係る関係者の連絡調整及びその他学生支援センターに関わる業務に当たるものとする。

2 コーディネーターは、障害学生にアドバイス等を行ったときには、所定のアドバイス内容要約書を作成し、支援室長へ提出するものとする。

3 前項のアドバイス内容要約書は、相談者個人の秘密が厳守されるよう取り扱われなければならない。

4 支援室長は、学生の相談内容に応じ、適切な学内外の相談組織及び職員を紹介することができる。

(各学部等における修学等支援事業実施担当者)

第6 各学部等の長は、修学等支援事業実施担当者を選任し、支援室と連携・協力して、障害学生の修学、学校生活等を支援する事業を実施するものとする。

2 修学等支援事業実施担当者の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 修学等支援事業実施担当者は、各学部等において障害学生の支援事業等を行うほか、支援室長からの依頼による全学的な各種支援事業の支援に応ずるものとする。

(障害学生個別支援連絡会議)

第7 障害学生個々の教育及び学生生活の支援について、各学部等と連携・協力し、具体的事項を円滑に処理するため、支援室に障害学生個別支援連絡会議(以下「個別支援連絡会議」という。)を置く。

2 個別支援連絡会議は、障害学生ごとに設置する。

3 個別支援連絡会議は、次に掲げる事項の処理に当たる。

- 一 当該障害学生の支援のための具体的事項に関すること。
- 二 学生支援センター運営委員会障害学生支援専門委員会への意見具申に関すること。
- 三 その他当該障害学生の支援のために必要な事項

第8 個別支援連絡会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 当該障害学生が所属する学部等の修学等支援事業実施担当者
- 二 当該障害学生の指導(担当)教員等
- 三 当該障害学生が所属する学部等の教務・学生担当者
- 四 学生支援センター障害学生支援室専任教員
- 五 学務部学生支援課長
- 六 その他支援室長が必要と認めた者

2 個別支援連絡会議に議長を置き、前項第1号の者をもって充てる。

3 議長は、個別支援連絡会議を主宰する。

4 個別支援連絡会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(分室)

第9 支援室に、必要に応じて、分室を置くことができる。

(事務)

第10 支援室の事務は、学務部学生支援課において処理する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。